

居宅サービス・居宅介護支援

《目次》

I .指定後の各種手続きについて

II .加算を届け出た日と算定開始月について

III .介護職員処遇改善加算について

IV .業務管理体制の整備について

指定後の各種手続きについて

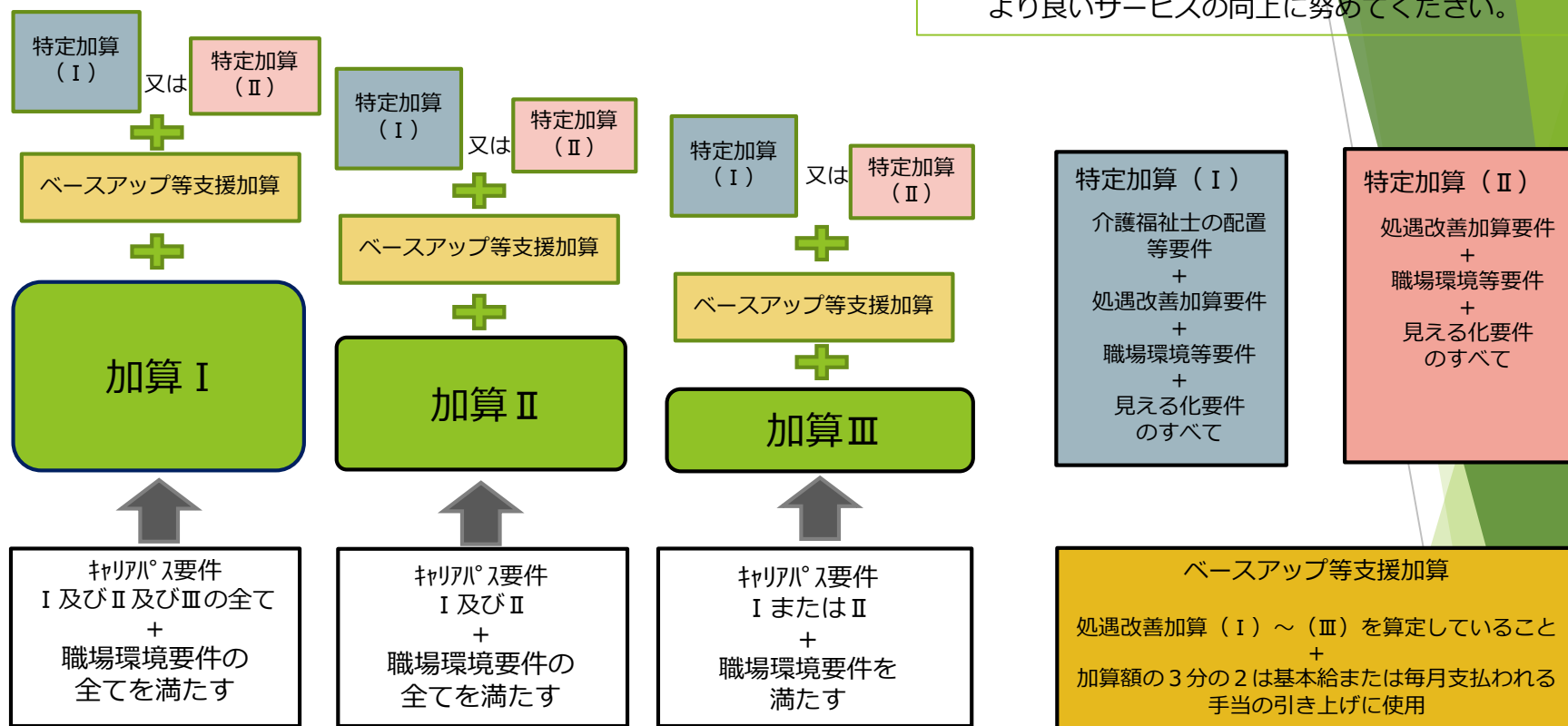
変更内容	届出期日	届出方法	具体例
法人情報の変更	変更のあった日から10日以内	郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称 ・法人所在地 ・法人代表者など
サービス情報の変更	変更のあった日から10日以内	郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所名 ・事業所所在地（移転） ・専用区画の変更など
	変更のあった日から10日以内	郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者名 ・介護支援専門員名 ・運営規程 <p style="text-align: right;">など</p>
介護給付費算定に係る体制等	（事前の届出） 入所系 ⇒ 当月1日 居宅系 ⇒ 前月15日 ※取下げの場合、すみやかに届出ください。	郵送	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 変更事項により、届出方法・必要書類が異なるため、大阪市HPをご確認ください。 </div>
廃止・休止・再開	予定日の1月前 （再開届は再開後10日以内）	来庁	

加算を届け出た日と算定開始月について

サービス	算定開始月
<p>(居宅系)</p> <p>訪問通所サービス、(福祉用具貸与) 居宅介護支援、介護予防支援 定期巡回・随時対応サービス 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>毎月 15日以前に届出⇒翌月から算定</p> <p>毎月 16日以後に届出⇒翌々月から算定</p> <p>届出の際、ご確認ください</p>
<p>(入所系)</p> <p>短期入所サービス 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護保険施設(特養、老健、療養型)</p>	<p>届出が受理された日の翌月から算定 (※月の初日の場合は、その月から算定)</p>
<p>緊急時訪問看護加算</p>	<p>届出が受理された日から算定</p>

介護職員処遇改善加算について

※ 処遇改善加算を活用し、介護職員の処遇の安定を確保し、より良いサービスの向上に努めてください。



届け出に必要な様式等につきましてはホームページをご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000248108.html>

業務管理体制の整備について

<事業者が整備する業務管理体制>

事業所の数： 1以上20未満	事業所の数： 20以上100未満	事業所の数： 100以上
法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（法令遵守責任者）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（法令遵守責任者）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（法令遵守責任者）の選任
	業務が法令に適合することを確保するための規定（法令遵守規程）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規定（法令遵守規程）の整備
		業務執行の状況の監査を定期的実施

届出が必要です！
再度ご確認をお願いします。

※平成27年4月より、事業所が大阪市内にのみある場合、業務管理体制の整備に関する届出先は大阪市となっています。

※事業者として整備、届出いただくもので、事業所数が増加した場合であっても、上記の内容等に変更がなければ、届出は必要ありません。

○介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について

⇒<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000308354.html>

業務管理体制整備の一般検査について

●介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、全ての介護サービス事業者を対象とし、定期的（概ね6年に1回）に業務管理体制の整備及び運用状況の報告を求めるもの。

<実施方法>：書面検査
(必要に応じて追加資料の提出や聴き取り)

⇒内容を精査し、改善を求める場合がある。
⇒改善が確認できない場合は、立ち入り検査を実施。

年度	対象区（法人所在地）
令和5年度	淀川区、住吉区、東住吉区
令和6年度	阿倍野区、鶴見区、都島区、西区、大阪市以外
令和7年度	天王寺区、福島区、旭区、中央区、住之江区、港区
令和8年度	東成区、西淀川区、北区、浪速区、城東区
令和9年度	西成区、東淀川区、大正区
令和10年度	平野区、此花区、生野区

業務管理体制一般検査：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000528881.html>